

草津市公報

発行日 令和 8 年 5 月 1 日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 8 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

指定納付受託者の指定について（幼児課）	1
草津市スタートアップ創出等支援事業費補助金交付要綱（企業立地推進室）	1

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7

告 示

草津市告示第 2 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称 GMOエンペイ株式会社

所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

① 草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例に基づく利用料

② 草津市預かり保育・延長保育の実施に関する費用徴収条例に基づく預かり保育料および延長保育料

③ 公立保育所・認定こども園で徴収する諸費

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（令和 8 年 4 月 1 4 日揭示済み）

草津市告示第 2 4 5 号

草津市スタートアップ創出等支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市スタートアップ創出等支援事業
費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、地域に根差したスタートアップの創出、成長および集積を推進し、もって本市の産業の

振興に資することを目的とし、学校法人立命館が実施するスタートアップ創出等支援事業に対して、予算の範囲内において草津市スタートアップ等創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、スタートアップとは、革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値提供や社会に貢献することによって事業を成長させることを目指し、市内で新たなビジネスアイデア等の実証に取り組む民間企業等の事業者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象者は、学校法人立命館とする。

（補助対象事業等）

第 4 条 補助対象事業、補助対象経費および補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請書の添付書類等）

第 5 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第 1 号）

(2) 収支予算書（別記様式第 2 号）

(3) その他市長が必要と認めるもの

（実績報告書の添付書類等）

第 6 条 規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実績概要報告書（別記様式第 3 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 4 号）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了日から 3 0 日以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（概算払）

第 7 条 補助金は、規則第 1 6 条第 2 項の規定により、概算払により交付することができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
スタートアップ創出等支援事業	経営・起業人材発掘育成事業 起業に対する理解と関心を深めるとともに、個人の成長を促す機会として、起業家精神（アントレプレナーシップ）の涵養およびその他起業に関する社会的機運の醸成を目的とする取組の実施に要する経費。ただし、食糧費（会議または講師への賄い等事業に必要な経費は除く。）については補助対象経費から除外する。	2 分の 1
	連携・共創等促進事業 スタートアップと他の民間企業等の連携・共創等に向けた機会創出に要する経費。ただし、食糧費（会議または講師への賄い等事業に必要な経費は除く。）については補助対象経費から除外する。	2 分の 1

別記
様式第 1 号(第 5 条第 1 号関係)

事業計画書	
1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要 〔期 日、場 所〕 〔内 容 等〕	
4 事業の効果	

様式第 2 号(第 5 条第 2 号関係)

収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	説 明
市 補 助 金			
自 己 資 金			
合 計			

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	説 明
補助対象経費			
小 計			
その他経費			
	小 計		
合 計			

様式第 3 号(第 6 条第 1 項第 1 号関係)

実績概要報告書	
1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要 〔期 日、場 所〕 〔内 容 等〕	
4 事業の効果	
5 添 付 書 類	実施状況がわかる資料（報告書、画像等）

様式第4号(第6条第1項第2号関係)

収支決算書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	説 明
市 補 助 金			
自 己 資 金			
合 計	0	0	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	説 明
補助対象経費			
	小 計		
その他経費			
	小 計		
合 計			

(令和8年4月7日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月7日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号5081-001
- (2) 工事名草津合同ビル他解体工事
- (3) 工事場所草津市大路二丁目
- (4) 工事概要草津合同ビルおよび第六保育所の解体工事
- (5) 工事期間契約締結日から令和9年6月14日まで
- 2 予定価格241,310,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格設定する。（事後公表）
- 4 入札方法地方自治法、草津市契約規則およ

び関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市西渋川一丁目16-43

森野設計株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和8年度において建築一式工事（建築一式工事）部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和8年度の格付において、建築一式工事（建築一式工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士の資格

を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 設計図書は、データ容量の関係上、C D-R で配布するので期限までに入手すること。

(2) 設計図書を入手していない場合は、本件入札には参加できない。

(3) 設計図書は、次で入手できる。

草津市総務部契約検査課（7 階） 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

(4) 受渡期間 令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 5 月 1 5 日まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前 9 時～午後 4 時 4 5 分）

(5) 設計図書を除く入札関係書類は、草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和 8 年 4 月 7 日午前 9 時から令和 8 年 4 月 2 0 日午後 4 時 4 5 分まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式 1 を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和 8 年 4 月 2 7 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和 8 年 5 月 1 8 日午前 9 時から令和 8 年 5 月 1 9 日午後 4 時 4 5 分まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和 8 年 5 月 2 0 日 午前 9 時 3 0 分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

1 0 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 1 4 条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。

1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

1 9 契約保証金 要 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

2 1 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落

札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 2 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 8 年 4 月 7 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 4 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小柿九丁目 1 番 33-202 号 エ スペランサ 木下 奈緒子	草津市志那中町字西五反田 476 番 3 外 2 筆	458.52㎡	R8.4.9	1917

（令和 8 年 4 月 9 日 揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 4 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府舞鶴市字浜 461 番地-203 号 木谷 洋仁	草津市青地町字堤戸 791 番 19	241.69㎡	R8.4.9	1918

（令和 8 年 4 月 9 日 揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 4 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町 364 番地 1-103 アルタ 青地ビュー 前川 智徳	草津市青地町字堤戸 791 番 17	167.74㎡	R8.4.9	1919

（令和 8 年 4 月 9 日 揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 4 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市中沢三丁目 16 番 25-205 号 Villa 葉山 犬井 邦洋、犬井 絵理奈	草津市青地町字堤戸 791 番 18	166.97㎡	R8.4.9	1920

（令和 8 年 4 月 9 日掲示済み）